

自衛消防活動の指導について

(昭和49年3月30日発消予第1806号)

昨年来、全国各地で連鎖的に発生した百貨店火災をはじめ事業所火災の多くは、その初期における自衛消防活動が適切でなかったことに基因するものである。

については、今後更に自衛消防活動の充実強化を図るため、これら火災の教訓に基づき、下記のことについて本年4月1日から重点的に指導の育成を図ることとしたから、訓練指導等の徹底に努められたい。

なお、本指導方法の運用に伴い自衛消防組織の再検討や消防計画の修正などの整備を図らせるよう併せ指導すること。

記

1 火災通報について

(1) 2段式通報要領の指導

最近における火災は、自動火災報知設備等により機械的に覚知する 경우가多く、警備員等関係者が現場を確認したのち消防機関へ通報する方法では火災の初期鎮圧の時機を失するので、今後は次の2段式通報要領により通報するよう対象物に対し指導すること。

ア 火災感知器等が作動した場合その他により火災らしきものを覚知したときは、まず、例えば「火災感知器が作動したので、火災らしい」旨消防機関へ119番をもって通報させる。

(この場合、火災報知専用電話の通報に限る。)

イ 現場を確認し真火災の場合は、速やかにその状況を改めて「火災通報」し、誤作動等であれば「誤報」である旨それぞれ第2報を消防機関へ通報させる。(別図1「2段式火災通報要領」参照)

* 本通報要領により第1報を受けた場合、消防局としてはその内容に応じ必要な数の小隊を出動させるので、覚知した方法、その内容等を明確にするよう指導に当たること。

(2) 警笛の携行

火災の発生を警笛を使用して効果を上げた事例もあることから、警笛を非常信号用として携行するよう指導し、特に特定防火対象物にあつては、少なくとも各職場ごとの全責任者に努めて保持させるよう指導すること。

2 初期消火体制について

初期消火が可能な段階の火災でありながら、消火器具が不足したため消火活動を放置せざるを得なかったという事例もあることから、大量の消火器具をもって継続的に消火活動ができる体制を整える必要がある。

今後の消火訓練には、どの出火場所においても、直ちに配置の消火器具ができるだけ

多く集結できるよう、これが補給班を新設させるなど反復訓練させること。

3 1分間訓練の実施について

事業所が実施する消防訓練は、大がかりな訓練を想定するため実施がちゅうちょされがちであることから、事業所ごと又は職場ごとでも容易に行われやすい次の1分間訓練法の実施についても指導すること。

☆ 1分間訓練法

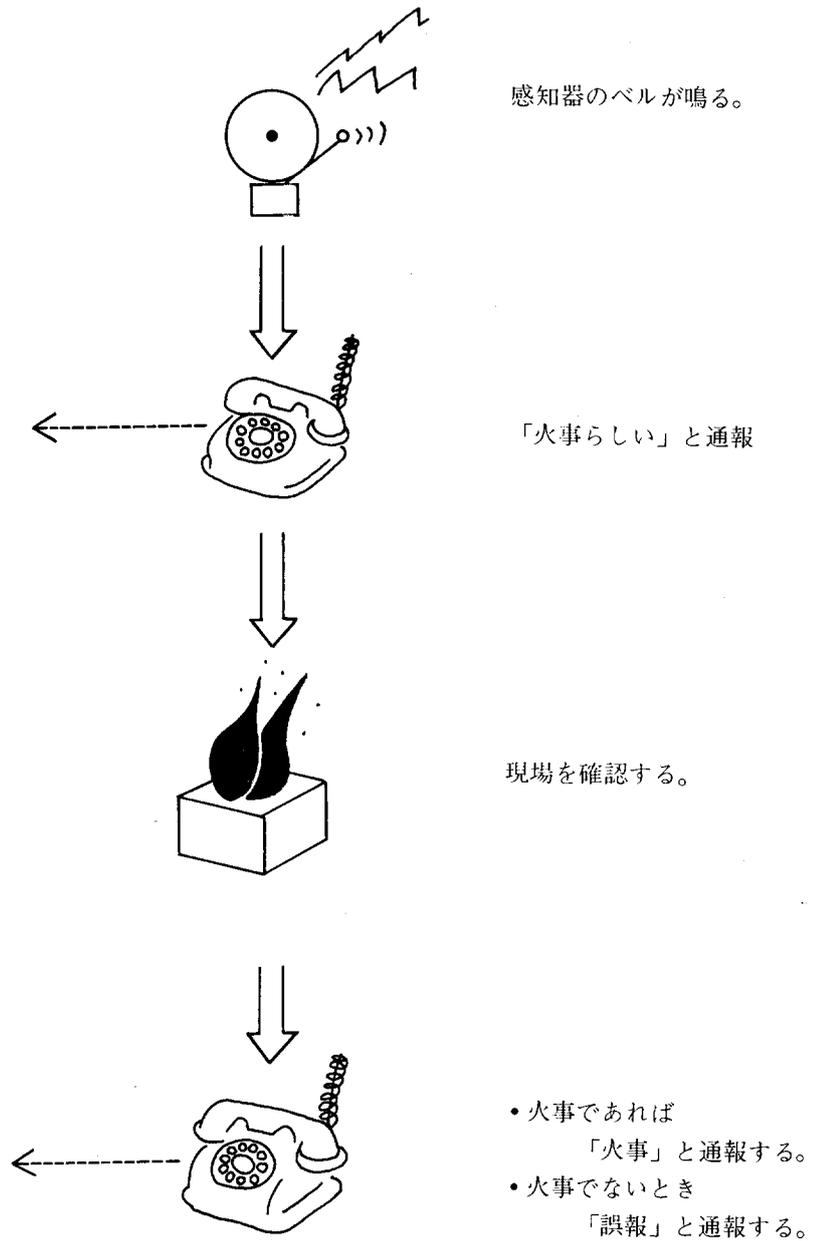
火災を知った場合に、全員が反射的にそれぞれの持場に駆け付け、通報担当者は電話機を握る。消火担当者は消火器を持つといったふうに初動行動までの訓練を反復実施させる。(別図2 “1分間訓練法”参照)

別図 1

2 段式 火災 通報 要領

☆対象 法8条対象物及び法8条の2対象物
☆実施 本年4月1日から
☆要領

警
防
出
動
体
制



別図2

自衛消防隊 1 分間訓練法

